

公布された条例のあらまし

◆高知県新型インフルエンザ等対策本部条例（高知県条例第64号）

- 1 条例制定の目的
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に伴い、同法に基づき設置される高知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
(1) 新型インフルエンザ等対策本部の本部長、副本部長及び本部員の職務等について定めること。（第2条）
(2) 新型インフルエンザ等対策本部の会議は、本部長が招集すること。（第3条）
(3) 新型インフルエンザ等対策本部に、必要に応じ、部を置くことができること。（第4条）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第65号）

- 1 条例改正の目的
国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、特定の家畜伝染病に対する感染症防疫の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当について必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第66号）

- 1 条例改正の目的
地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正されたこと等に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第67号）

- 1 条例改正の目的
水源のかん養をはじめ山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的として設けた県民税の均等割の税率の特例について、その適用期限を5年延長することとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県防災会議条例及び高知県災害対策本部条例の一部を改正する条例（高知県条例第68号）

- 1 条例改正の目的
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が一部改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織の構成者又は学識経験者が追加されたこと等を考慮し、高知県防災会議の委員及び幹事の定数の見直しをするとともに、同法の引用規定の整理等を行うこととした。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県新型インフルエンザ等対策本部条例	2
◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
◎出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎高知県防災会議条例及び高知県災害対策本部条例の一部を改正する条例	4
◎高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	4
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例	4
◎公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	5

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（高知県条例第69号）

1 条例改正の目的

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が一部改正され、市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合が引き上げられたことに伴い、県が市町村に対して交付する都道府県調整交付金の総額等について必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度における都道府県調整交付金から適用することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例（高知県条例第70号）

1 条例改正の目的

養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の一部改正を考慮し、同法の引用規定の整理等をするるとともに、その必要性が失われた高知県みつばち転飼取締条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年1月1日から施行することとした。

◆公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第71号）

1 条例改正の目的

高等学校等教育職給料表の適用を受けている公立学校職員の一部について、その者の属する職務の級を同表の2級から1級に切り替えることとした。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

◆高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第72号）

1 条例改正の目的

高校生修学支援基金事業に係る国の要領が一部改正されたことを考慮し、経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められる場合に奨学金の返還を猶予することができるようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第64号

高知県新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、法第22条第1項の規定により設置される高知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務等）

第2条 高知県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 高知県新型インフルエンザ等対策副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 高知県新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（次項において「本部職員」という。）を置くことができる。

5 本部職員は、県職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第23条第4項の規定に基づき国の職員その他県職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に、部を置くことができる。

2 部は、本部長が指名する本部員で組織する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、当該部の事務を掌理する。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型イン

フルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の4において同じ。）」に改める。
 第23条の4第1項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧、国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。）の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。）の実施」に、「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体等」に改める。

職員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第65号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。
 第13条第2項の表中

6 感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり	290円
--------------------------	-------	------

を

6 感染症防疫の作業に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり380円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
--------------------------	--------------------------------

に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 感染症防疫の作業に従事する職員が著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業に従事したときの特殊勤務手当の額は、6の項の右欄の額に当該作業に従事した日1日につき当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第66号

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「それらの」を「これらの」に改め、同条第2項第1号中「、第109条の2第4項又は第110条第4項」を「（同法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者、同法第109条第6項（同法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第115条の2第2項」に、「、同法第251条の2第9項」を「又は同法第251条の2第9項」に、「及び関係人並びに同法第109条第4項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定による公聴会に参加した者」を「若しくは関係人」に改め、同項第3号中「出頭した者」を「出頭した関係者」に、「第27条の7第1項第1号の」を「第27条の7第1項第1号の規定により出頭した」に改め、同項第6号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改め、同項第7号中「において」を「において読み替えて」に、「による鑑定人及び出頭した参考人」を「により出頭した参考人又は鑑定人」に改め、同項第8号中「に規定する鑑定人及び出頭した」を「の鑑定人又はは」に改め、同項第11号中「に規定する鑑定人及び出頭した参考人」を「の規定により出頭した参考人又は鑑定人」に改める。

第2条第1号中「きいて」を「聴いて」に改める。

第2条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「第109条第5項（同法第109条の2第5項又は第110条第5項）」を「第115条の2第1項（同法第109条第5項）」に改め、「若しくは第115条の2第1項」を削り、「第109条第6項（同法第109条の2第5項又は第110条第5項）」を「第115条の2第2項（同法第109条第5項）」に改め、「若しくは第115条の2第2項」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第67号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
 付則第9条の2の3に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用がある場合における付則第33条第1項の規定の適用については、同項中「第40条」とあるのは「付則第9条の2の3第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。
 付則第33条第1項中「平成24年度」を「平成29年度」に改め、同条第2項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高知県防災会議条例及び高知県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第68号

高知県防災会議条例及び高知県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(高知県防災会議条例の一部改正)

第1条 高知県防災会議条例（昭和37年高知県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に、「又は職員」を「又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」に、「33人」を「41人」に改め、同条第2項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に、「又は職員」を「又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」に改め、同条第3項中「再任する」を「再任される」に改める。

第3条第1項中「52人」を「60人」に改める。

第4条第1項中「防災会議に」を「防災会議は、その定めるところにより」に改め、同条第4項中「部会に」を「当該部会に」に、「部会長が」を「当該部会長が」に、「その職務」を「、その職務」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

第5条中「はかつて」を「諮って」に改める。

(高知県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 高知県災害対策本部条例（昭和37年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に、「という。）」を「という。）の組織及び運営」に改める。

第2条第1項中「災害対策本部長」を「高知県災害対策本部長（以下「災害対策本部長」という。）」に改め、同条第2項中「災害対策副本部長」を「高知県災害対策副本部長（以下「災害対策副本部長」という。）」に改め、同条第3項中「災害対策本部員」を「高知県災害対策本部員（以下「災害対策本部員」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（部）」に改め、同条第1項中「に、別に定めるところにより」を「は、その定めるところにより、」に改め、同条第2項中「災害対策本部長の」を「災害対策本部長が」に改め、同条第3項中「受け、」を「受け、当該部の」に改める。

第4条第1項中「現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員」を「高知県現地災害対策本部（次項において「現地災害対策本部」という。）に高知県現地災害対策本部長（同項において「現地災害対策本部長」という。）及び高知県現地災害対策本部員」に改める。

第5条の見出しを「（災害対策本部会議）」に改め、同条第1項中「災害対策本部会議」を「高知県災害対策本部会議（次項において「災害対策本部会議」という。）」に改める。

第6条中「災害対策本部に」を「災害対策本部の運営に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第69号

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険調整交付金条例（平成17年高知県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の7」を「100分の9」に改める。

第3条第4項中「14分の13」を「9分の6」に改め、同条第5項中「14分の1」を「9分の3」に改める。

附則第2項、第5項及び第6項中「一部改正法」を「平成17年一部改正法」に改め、附則第18項中「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第20項とし、附則第17項中「附則第7項」を「附則第9項」に、「負担調整前老人保健医療費拠出金（）」を「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（）」に改め、同項を附則第19項とし、附則第16項中「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第12項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第15項中「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第12項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第14項中「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第12項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第13項中「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第12項中「附則第9項」を「附則第11項」に、「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前の見出しとして「（老人保健医療費拠出金を納付する市町村に対する1号交付金の特例）」を付し、附則第9項中「附則第7項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前の見出しとして「（病床転換支援金を納付する市町村に対する1号交付金の特例）」を付し、附則第7項を附則第9項とし、附則第6項の次に次の2項を加える。

7 平成24年度における第2条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号。次項において「平成24年一部改正法」という。）附則第3条第3項に規定する額とする。

8 平成25年度における第2条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、平成24年一部改正法附則第4条第3項において読み替えて準用する平成24年一部改正法附則第3条第3項に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度における都道府県調整交付金から適用する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第70号**高知県手数料徴収条例の一部を改正する等の条例**

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第39条の見出し中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

(高知県みつばち転飼取締条例の廃止)

第2条 高知県みつばち転飼取締条例（昭和23年高知県条例第6号）は、廃止する。**附 則**

(施行期日)

- この条例は、平成25年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 第2条の規定の施行後において同条の規定による廃止前の高知県みつばち転飼取締条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第71号**公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「以下「切替日」を「以下この項及び次項において「切替日」に改め、附則に次の1項を加える。

(平成25年4月1日における職務の級の切替え)

- 平成25年4月1日（以下この項において「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の級が別表第2 高等学校等教育職給料表（以下この項において「高等学校等教育職給料表」という。）の2級である職員のうち人事委員会規則で定める職員については、切替日においてその者の属する職務の級を高等学校等教育職給料表の1級に切り替えるものとする。この場合において、その者の属する高等学校等教育職給料表の1級における号給は、当該切替えがないものとして切替日にその者が属することとなる高等学校等教育職給料表の2級における号給の給料月額と同じ額又は直近下位の額の給料月額の号給とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における職務の級の切替えに伴う経過措置)
- この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第15項の規定によりこの条例の施行の日（以下「切替日」という。）においてその者の属する職務の級を切り替えられる職員で、その者の受ける切替日における給料の月額（給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。）が当該切替えがないものとして切替日にその者が受けることとなる給料の月額に達しないこととなるものには、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(切替日以降の異動者の号給の調整)

- 改正後の条例附則第15項の規定により切替日においてその者の属する職務の級を切り替えられた職員で切替日以降に職務の級を異にして異動するものの号給については、同項の規定の適用を受けなかった職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

- 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出しを削り、同項中「給料月額と」を「給料月額（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）附則第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額）と」に改め、同項の前に見出しとして「（給料の切替えに伴う経過措置）」を付し、付則に次の1項を加える。

- 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）附則第2項の規定による給料を支給される職員（前項に規定する職員を除く。）に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第72号**高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例**

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- 経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに奨学金の貸与を決定する者の奨学金の返還について適用し、施行日前に奨学金の貸与を決定した者（同項に規定する者を除く。）の奨学金の返還については、なお従前の例による。

3 新条例第8条第2号の規定は、平成24年4月1日以後に奨学金の貸与を受けた者又は施行日において現に奨学金の貸与を受けている者についても適用する。